

資料 2 排水基準等

1 法第3条第1項の規定に基づく排水基準（排水基準を定める省令）

(1) 有害物質に係る一律排水基準（省令別表第1）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素10ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきほう素230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素8ミリグラム 海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム
備 考 1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法（昭和49年環境庁告示第64号）により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

(注)

- 有害物質に係る排水基準は、全ての特定事業場に係る排水水について適用する。
- 「六価クロム化合物」、「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」については、一部の業種等において暫定基準が設定されている。

(2) 生活環境項目に係る一律排水基準（省令別表第2）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に 排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
化学的酸素要求量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	160（日間平均 120）
生物化学的酸素要求量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	160（日間平均 120）
浮遊物質（単位 1 リットルにつきミリグラム）	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）（単位 1 リットルにつきミリグラム）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有）（単位 1 リットルにつきミリグラム）	30
フェノール類含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	5
銅含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	3
亜鉛含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	2
溶解性鉄含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	10
溶解性マンガン含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	10
クロム含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	2
大腸菌数（単位 1 ミリリットルにつきコロニー形成単位）	日間平均 800
窒素含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	120（日間平均 60）
燐含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	16（日間平均 8）
備考	
1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。	
2 この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に 係る排水について適用する。	
3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業 を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。	
4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての 排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の 際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	
5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用 し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。	
6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼とし て環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩 素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める 海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	
7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環 境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海 域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	

(注釈)

- 排水基準を定める省令別表第二の備考 6 及び 7 の規定により、岡山県は全域で窒素含有量及び燐含有量について
の排水基準が適用される。
- 「亜鉛含有量」、「窒素含有量」及び「燐含有量」については、一部の業種において暫定基準が設定されている。

(3) 暫定排水基準

ア 亜鉛含有量に係る暫定排水基準（令和 11 年 12 月 10 日まで適用）

項 目	業 種	許容限度
亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	電気めっき業	4
備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。		

イ 六価クロム化合物に係る暫定排水基準（令和 9 年 3 月 31 日まで適用）

項 目	業 種	許容限度
六価クロム化合物 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	電気めっき業	0.5
備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の六価クロム化合物に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。		

ウ 窒素含有量及びリン含有量に係る暫定排水基準（令和 10 年 9 月 30 日まで適用）

項 目	業 種	許容限度
窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	天然ガス鉱業	160（日間平均 150）
	酸化コバルト製造業	200（日間平均 100）
	畜産農業（豚房（面積が 50 m ² 以上のもの）を有するものに限る。）	130（日間平均 110）
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	4,100（日間平均 3,100）
リン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	畜産農業（豚房（面積が 50 m ² 以上のもの）を有するものに限る。）	22（日間平均 18）
備考 1 省令別表第 2 の備考 1 及び 2 の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。 2 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として省令別表第 2 の備考 6 に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。 3 この表に掲げるリン含有量についての排水基準は、リンが海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として省令別表第 2 の備考 7 に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（リンに係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。 4 この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、省令別表第 2 又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大のものを適用する。 5 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る污水等を処理する事業場（いわゆる共同処理場）に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、省令別表第 2 又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4 の規定を準用する。		

エ ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準（令和7年6月30日まで適用（旅館業又は下水道に属する工場又は事業場にあつては当分の間。））

項 目	業 種	許容限度
ほう素及びその化合物（単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）	電気めつき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	30
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	40
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。））を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）	
	金属鉱業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	100
	旅館業（1リットルにつきほう素 500 ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。）	300
	旅館業（1リットルにつきほう素 500 ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。）	500
ふつ素及びその化合物（単位 ふつ素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	12
	電気めつき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15
	旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際現にゆう出していなかった温泉を利用するものであつて、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	旅館業（温泉（自然にゆう出しているもの（掘削によりゆう出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。））を利用するものであつて一日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現にゆう出していた温泉を利用するものに限る。）	30
	電気めつき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	40
	旅館業（温泉（自然にゆう出しているものに限る。以下この欄において同じ。））を利用するものであつて1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現にゆう出していた温泉を利用するものに限る。）	50
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、1リットルにつきミリグラム）	畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）別表第1第1号の2ロに掲げる施設を有するものに限る。）	300
	ジルコニウム化合物製造業	350
	畜産農業（令別表第1第1号の2イに掲げる施設を有するものに限る。）	400
	モリブデン化合物製造業	1,300
	バナジウム化合物製造業	1,650
	貴金属製造・再生業	2,800
備考		
1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場（法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。		
2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えるものをいう。		
$\frac{\sum C_i \times Q_i}{Q}$		
この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。		
C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）		
Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 1日につき立方メートル）		
Q 当該下水道から排出される排水の通常量（単位 1日につき立方メートル）		

2 特定地下浸透水の浸透の制限

有害物質使用特定事業場から水を排出するもの（特定地下浸透水を浸透させるものを含む。）は、有害物質を含むものとして省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

有害物質を含むものとして省令で定める要件

有害物質の種類（表の左欄）ごとに環境大臣の定める方法（表の中欄）により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、表の右欄に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。

有害物質の種類	検定方法名	備考
カドミウム及びその化合物	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.2、14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法（ただし、14.2 に定める方法にあつては 4.2.4.2、4.2.4.3 又は 4.2.4.5 に定める操作を、14.4 に定める方法にあつては 4.2.4.4 又は 4.2.4.5 に定める操作を行うものとする。）	1Lにつきカドミウム 0.001mg
シアン化合物	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号水質汚濁に係る環境基準について（以下「環境基準告示」という。）付表 1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法	1Lにつきシアン0.1mg
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	規格 K0102-4 7.2.1 及び 7.2.3 に定める方法	1Lにつき0.1mg
鉛及びその化合物	規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法（ただし、13.2に定める方法にあつては4.2.4.2、4.2.4.3 又は 4.2.4.5 に定める操作を、13.4 に定める方法にあつては 4.2.4.4 又は 4.2.4.5 に定める操作を行うものとする。）	1Lにつき鉛0.005mg
六価クロム化合物	規格 K0102-3 24.3.1 に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、24.3.3.4 の b) 及び 24.2(24.2.2は除く)に定める方法)又は規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、規格 K0170-7 7 の a) 又は b)に定める操作を行うものとする。）	1Lにつき六価クロム 0.01mg
砒素及びその化合物	規格 K0102-3 20.2、20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法	1Lにつき砒素 0.005mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	環境基準告示付表 2 に掲げる方法	1Lにつき水銀 0.0005mg
アルキル水銀化合物	環境基準告示付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）付表 1 に掲げる方法	1L につきアルキル水銀 0.0005mg
ポリ塩化ビフェニル	環境基準告示付表 4 に掲げる方法	1Lにつき0.0005mg
トリクロロエチレン	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	1Lにつき0.002mg
テトラクロロエチレン	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	1Lにつき0.0005mg
ジクロロメタン	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	1Lにつき0.002mg
四塩化炭素	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	1Lにつき0.0002mg
1, 2-ジクロロエタン	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	1Lにつき0.0004mg
1, 1-ジクロロエチレン	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	1Lにつき0.002mg
1, 2-ジクロロエチレン	シス体にあつては規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	シス体にあつては1L につき0.004mg、トランス体にあつては1L につき0.004mg
1, 1, 1-トリクロロエタン	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、又は 5.5 に定める方法	1Lにつき0.0005mg
1, 1, 2-トリクロロエタン	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	1Lにつき0.0006mg
1, 3-ジクロロプロペン	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	1Lにつき0.0002mg
チウラム	環境基準告示付表 5 に掲げる方法	1Lにつき0.0006mg
シマジン	環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	1Lにつき0.0003mg

有害物質の種類	検定方法名	備考
チオベンカルブ	環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	1L につき 0.002mg
ベンゼン	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	1L につき 0.001mg
セレン及びその化合物	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法	1L につきセレン 0.002mg
ほう素及びその化合物	規格 K0102-3 5.2、5.3、5.5 又は 5.6 に定める方法	1L につきほう素 0.2mg
ふっ素及びその化合物	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1000mL としたものをを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）、5.2 及び 5.5（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。）又は 5.2.2 及び 5.6 に定める方法	1L につきふっ素 0.2mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては規格 K0102-2 13.3、13.4、13.5、13.6 又は 13.7 に定める方法（ただし、13.4、13.5 又は 13.6 に定める方法により測定する場合において、蒸留操作を行うときは、13.2.2 又は 13.2.4 に規定する方法とする。）により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数 0.7766 を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあっては規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあっては規格 K0102-2 15.7 又は 15.8 に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法	アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては 1L につきアンモニア性窒素 0.7mg、亜硝酸化合物にあっては 1L につき亜硝酸性窒素 0.2mg、硝酸化合物にあっては 1L につき硝酸性窒素 0.2mg
塩化ビニルモノマー	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法	1L につき 0.0002mg
1,4-ジオキサン	環境基準告示付表 7 に掲げる方法	1L につき 0.005mg

(注) この表の中欄に掲げる検定方法により上欄に掲げる有害物質を検定した場合において、「当該有害物質が検出されること」とは、同表の下欄に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。

3 県が定める上乘せ排水基準

水濁法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 46 年岡山県条例第 65 号）により、同条第 1 項の排水基準にかえて適用すべき同項で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準（上乘せ排水基準）を定めている。

検定方法は、排水基準を定める環境省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条の規定により環境大臣が定める方法により検出した検出値による。

なお、表中の「水島海域」「その他海域」「河川等水域」の区分は、以下のとおりである。

「水島海域」	倉敷市下津井 4 丁目 2 1 6 1 番地南端から青佐鼻（岡山県浅口市寄島町 1 1 8 9 0 番地の 1 地先）まで引いた線及び陸岸で囲まれた海域
「その他海域」	水島海域以外の海域及び児島湖
「河川等水域」	上記 2 水域以外の公共用水域

水濁法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年岡山県条例第65号）別表（第2条関係）

（昭和49年条例第46号 全部改正、昭和62年条例第16号・平成元年条例第17号・平成2年条例第7号・平成3年条例第4号・平成4年条例第6号・平成5年条例第7号・平成17年条例第50号・平成24年条例第44号 一部改正）

1 最大排水量が50立方メートル以上の工場又は事業場で昭和49年7月10日前（共同調理場、弁当仕出屋若しくは弁当製造業又は飲食店（以下「共同調理場等」という。）に係るものにあつては、昭和63年10月1日前）に特定施設を設置しているもの（設置の工事を行っているものを含む。以下同じ。）から排出される排出水の排水基準

(1) 水島海域に係るもの

特定事業場の区分	特別業種の区分	平均排水量の区分 単位：立方メートル	生物化学的酸素要求量 単位：1リットルにつきミリグラム		化学的酸素要求量 単位：1リットルにつきミリグラム		浮遊物質 単位：1リットルにつきミリグラム		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 単位：1リットルにつきミリグラム			フェノール含有量 単位：1リットルにつきミリグラム	シアン化合物含有量 単位：1リットルにつきミリグラム
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	鉱油類含有量		動植物油類含有量	最大	最大
									日間平均	最大			
食料品製造業に係るもの		10,000 以上			30 以下	50	40 以下	60			15		
		10,000 未満			60 以下	80	40 以下	60			15		
化学工業に係るもの		100,000 以上			10 以下	20	30 以下	40	1 以下	2		0.5	0.5
		50,000 以上 100,000 未満			15 以下	20	40 以下	50	1 以下	2		0.5	0.5
		50,000 未満			20 以下	25	50 以下	60	1 以下	2		0.5	0.5
石油精製業に係るもの		500 以上			10 以下	15	30 以下	40	1 以下	2		0.5	
		500 未満			20 以下	30	40 以下	50	2 以下	3			
鉄鋼業に係るもの		500 以上			7 以下	15	40 以下	50	1 以下	2			0.5
		500 未満			20 以下	30	40 以下	50	2 以下	3			
金属製品製造業又は機械工業に係るもの	洗瓶・洗缶業				30 以下	40	50 以下	60					
	その他のもの	500 以上			15 以下	20	50 以下	60	1 以下	2			
		500 未満			20 以下	30	40 以下	50	2 以下	3			
ガス供給業又はコークス製造業に係るもの		500 以上			15 以下	20	40 以下	50	1 以下	2		0.5	0.5
		500 未満			20 以下	30	40 以下	50	2 以下	3			
廃油処理施設を設置するもの					10 以下	20	40 以下	50	1 以下	2			
し尿処理施設を設置するもの			30 以下	50			70 以下	90					

注1 この表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場に該当しない工場又は事業場については、(3)の表の排水基準を適用する。
2 化学工業又は石油精製業に係る特定事業場で平均排水量が5,000立方メートル以上のものの鉱油類含有量についての排水基準は、油分の除去について活性汚泥法又はこれと同等以上の効果を有すると認められる処理方法による処理を行うことを条件とするものとする。

(2) その他海域に係るもの

特定事業場の区分	特別業種の区分	平均排水量の区分 単位：立方メートル	生物化学的酸素要求量 単位：1リットルにつきミリグラム		化学的酸素要求量 単位：1リットルにつきミリグラム		浮遊物質質量 単位：1リットルにつきミリグラム		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 単位：1リットルにつきミリグラム			銅含有量 単位：1リットルにつきミリグラム
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	鉱油類含有量		動植物油脂類含有量 最大	最大
									日間平均	最大		
鉱業に係るもの		500以上			10以下	15	40以下	50				2
		500未満			20以下	30	40以下	50				2
食料品製造業に係るもの	砂糖製造業				25以下	50	40以下	60				
	その他のもの	5,000以上			40以下	60	70以下	90			20	
		5,000未満			100以下	120	70以下	90			20	
木材薬品処理業に係るもの					40以下	60	50以下	70				
紙パルプ製造業に係るもの	繊維板製造業				100以下	130	70以下	90				
	その他のもの				80以下	100	70以下	90				
化学工業に係るもの	合成染料製造業				80以下	100	70以下	90				
	その他のもの	10,000以上			10以下	15	40以下	50				
		5,000以上 10,000未満			25以下	40	60以下	80				
		5,000未満			30以下	50	70以下	90				
繊維工業に係るもの					100以下	120	80以下	100				
窯業原料精製業又は土石製品製造業に係るもの					20以下	30	70以下	90				
金属製品製造業又は機械工業に係るもの	非鉄金属製造業	500以上			10以下	15	40以下	50				
		500未満			20以下	30	40以下	50				
	その他のもの				20以下	30	40以下	50				
洗濯業に係るもの					120以下	160	150以下	200				
写真現像業に係るもの					100以下	120	80以下	100				
自動式車両洗浄施設を設置するもの					40以下	60	50以下	70				
し尿処理施設を設置するもの			30以下	50			70以下	90				
下水道終末処理施設に係るもの			30以下	50			70以下	90				

注 この表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場に該当しない工場又は事業場については、(3)の表の排水基準を適用する。

(3) 河川等水域に係るもの

特定事業場の区分	特別業種の区分	平均排水量の区分 単位:立方メートル	生物化学的酸素要求量 単位:1リットルにつきミリグラム		化学的酸素要求量 単位:1リットルにつきミリグラム		浮遊物質質量 単位:1リットルにつきミリグラム		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 単位:1リットルにつきミリグラム			フェノール含有量	シアン化合物含有量	銅含有量
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	鉱油類含有量		動物油脂類含有量	最大	最大	最大
									日間平均	最大				
鉱業に係るもの		50,000 以上	10 以下	15	10 以下	15	40 以下	50						2
		50,000 未満	20 以下	30	20 以下	30	100 以下	120						2
畜房施設を設置するもの			90 以下	120	120 以下	160	120 以下	150						
食料品製造業に係るもの	飲料製造業 (清酒製造業を除く。)	3,000 以上	10 以下	20	20 以下	40	30 以下	40			20			
		500 以上 3,000 未満	30 以下	50	40 以下	60	50 以下	70			20			
		500 未満	40 以下	60	50 以下	70	50 以下	70			20			
	乳製品製造業	3,000 以上	15 以下	25	20 以下	35	30 以下	40			20			
		500 以上 3,000 未満	30 以下	50	30 以下	50	40 以下	60			20			
		500 未満	80 以下	100	80 以下	100	50 以下	70			20			
	その他のもの	500 以上	80 以下	100	80 以下	100	50 以下	70			20			
		500 未満	100 以下	120	100 以下	120	70 以下	90			20			
繊維工業に係るもの	染色業	糸染色	500 以上	40 以下	50	40 以下	60	40 以下	50					
			500 未満	100 以下	120	120 以下	150	50 以下	70					
	その他のもの	5,000 以上	30 以下	50	40 以下	60	40 以下	50						
		5,000 未満	100 以下	120	120 以下	150	50 以下	70						
	その他のもの		30 以下	50	40 以下	60	40 以下	50						
化学繊維製造業に係るもの	レーヨン製造業		30 以下	40	30 以下	40	40 以下	50						
	アクリル繊維製造業		25 以下	35	25 以下	35	40 以下	50					0.5	
	その他のもの		20 以下	35	20 以下	35	40 以下	50						
木材薬品処理業に係るもの			40 以下	60	40 以下	60	50 以下	70						
紙パルプ製造業に係るもの	セミケミカルパルプ製造設備を有するもの		100 以下	130	150 以下	200	90 以下	120						
	板紙製造業	8,000 以上	50 以下	70	70 以下	90	60 以下	80						
		8,000 未満	60 以下	80	80 以下	100	70 以下	90						
	その他のもの		70 以下	90	90 以下	120	70 以下	90						

特定事業場の区分	特別業種の区分	平均排水量の区分 単位:立方メートル	生物化学的酸素要求量 単位:1リットルにつきミリグラム		化学的酸素要求量 単位:1リットルにつきミリグラム		浮遊物質量 単位:1リットルにつきミリグラム		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 単位:1リットルにつきミリグラム			フェノール類含有量	シアン化合物含有量	銅含有量
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	鉱油類含有量		動植物油脂類含有量	最大	最大	最大
									日間平均	最大				
化学工業に係るもの	無機顔料製造業		10 以下	20	10 以下	20	50 以下	70						
	合成染料製造業		80 以下	100	80 以下	100	70 以下	90						
	その他のもの		30 以下	50	30 以下	50	50 以下	70						
石油精製業に係るもの			80 以下	100	80 以下	100	70 以下	90	2 以下	3				
窯業原料精製業又は土石製品製造業に係るもの			20 以下	30	20 以下	30	100 以下	120						
砂利採取業に係るもの		2,000 以上	10 以下	20	10 以下	20	100 以下	120						
		2,000 未満	20 以下	30	20 以下	30	130 以下	150						
鉄鋼業に係るもの		1,000 以上	10 以下	15	10 以下	15	40 以下	50						
		1,000 未満	20 以下	30	20 以下	30	70 以下	90						
金属製品製造業又は機械工業に係るもの	洗瓶・洗缶業		80 以下	100	80 以下	100	80 以下	100						
	その他のもの	500 以上	20 以下	30	20 以下	30	40 以下	50						
		500 未満	30 以下	40	30 以下	40	50 以下	60						
ガス供給業又はコークス製造業に係るもの			35 以下	45	35 以下	45	40 以下	60						
共同調理場又は飲食店に係るもの					40 以下	60	70 以下	90						
弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの					60 以下	80	70 以下	90						
洗濯業に係るもの			120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200						
写真現像業に係るもの			100 以下	120	100 以下	120	80 以下	100						
と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの			60 以下	80	70 以下	90	70 以下	90						
廃油処理施設を設置するもの			10 以下	20	10 以下	20	40 以下	50	1 以下	2				
自動式車両洗浄施設を設置するもの			40 以下	60	40 以下	60	50 以下	70						
し尿処理施設を設置するもの			30 以下	50			70 以下	90						
下水道終末処理施設に係るもの		50,000 以上	20 以下	30			70 以下	90						
		50,000 未満	30 以下	50			70 以下	90						

2 最大排水量が 50 立方メートル以上の工場又は事業場で昭和 49 年 7 月 10 日以後（共同調理場等に係るものにあつては、昭和 63 年 10 月 1 日以後）に特定施設を設置するものから排出される排出水の排水基準

特定事業場の区分	特別業種の区分	平均排水量の区分 単位：立方メートル	生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質質量		ノルマルヘキサン抽出物質含有量			フェノール類含有量	シアン化合物含有量	銅含有量
			単位：1リットルにつきミリグラム		単位：1リットルにつきミリグラム		単位：1リットルにつきミリグラム		単位：1リットルにつきミリグラム			単位 1リットルにつき ミリグラム	単位 1リットルにつき ミリグラム	単位 1リットルにつき ミリグラム
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	鉱油類含有量		動植物油脂類含有量	最大	最大	最大
						日間平均	最大	最大						
鉱業に係るもの		500 以上			10 以下	15	30 以下	40						2
		500 未満			20 以下	30	40 以下	50						2
化学繊維製造業に係るもの	アクリル繊維製造業	500 以上			10 以下	15	30 以下	40	1 以下	2	5		0.5	
		500 未満			20 以下	30	40 以下	50	2 以下	3	5			
	その他のもの	500 以上			10 以下	15	30 以下	40	1 以下	2	5			
		500 未満			20 以下	30	40 以下	50	2 以下	3	5			
化学工業に係るもの	無機顔料製造業				10 以下	15	30 以下	40						
	その他のもの	500 以上			10 以下	15	30 以下	40	1 以下	2	5	0.5	0.5	
		500 未満			20 以下	25	40 以下	50	1 以下	2	5	0.5	0.5	
鉄鋼業に係るもの		500 以上			7 以下	15	30 以下	40	1 以下	2	5		0.5	
		500 未満			20 以下	30	40 以下	50	2 以下	3	5			
共同調理場又は飲食店に係るもの					20 以下	30	50 以下	70			20			
弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの					30 以下	40	50 以下	70			20			
廃油処理施設を設置するもの					10 以下	15	30 以下	40	1 以下	2	5			
し尿処理施設を設置するもの	し尿処理場		30 以下	50			70 以下	90						
	し尿浄化槽		20 以下	30			50 以下	70						
下水道終末処理施設に係るもの			20 以下	30			70 以下	90						
その他の特定事業場（1 の(3)の表に規定する特 定事業場に限る。）		500 以上			10 以下	15	30 以下	40	1 以下	2	5	0.5	0.5	
		500 未満			20 以下	30	40 以下	50	2 以下	3	5			
注1 フェノール類含有量及びシアン化合物含有量についての排水基準（化学繊維製造業に係るもの及び鉄鋼業に係るものに係る排水基準を除く。）は、水島海域に排出される排出水に限って適用する。														
2 (1) し尿処理場とは、し尿処理施設のうち、し尿浄化槽以外のものをいう。														
(2) し尿浄化槽とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項に定めるものをいう。														
3 化学工業又は石油精製業に係る特定事業場で平均排水量が5,000立方メートル以上のものから水島海域に排出される排出水の鉱油類含有量についての排水基準は、油分の除去について活性汚泥法又はこれと同等以上の効果を有すると認められる処理を行うことを条件とするものとする。														

3 最大排水量が 50 立方メートル未満の工場又は事業場で特定施設（指定地域特定施設（湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号。以下「湖沼法」という。）第 14 条の規定により水質汚濁防止法第 2 条第 3 項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を設置するものから排出される排水の排水基準

(1) 湖沼法第 3 条第 2 項に規定する指定地域に係るもの

ア 平成 4 年 4 月 1 日前に特定施設を設置しているもの

特定事業場の区分	特別業種の区分	平均排水量の区分 単位：立方メートル	水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 単位：1 リットルにつきミリグラム		化学的酸素要求量 単位：1 リットルにつきミリグラム		浮遊物質 単位：1 リットルにつきミリグラム		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 単位：1 リットルにつきミリグラム	
				日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	鉱油類含有量 最大	動植物油類含有量 最大
鉱業に係るもの			5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
畜房施設を設置するもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
	養豚業 (豚房面積が 300 平方メートル未満のものを除く。)	20 未満	5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	150 以下	200	150 以下	200	5	30
食料品製造業に係るもの	動物系飼料又は有機質肥料製造業		5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
	動植物油脂製造業		5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
	その他のもの	20 以上	5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
繊維工業に係るもの			5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	150 以下	200	150 以下	200	5	30
紙パルプ製造業に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	150 以下	200	150 以下	200	5	30
化学工業に係るもの	脂肪酸製造業		5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
	ピクリン酸製造業		5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
	その他のもの	20 以上	5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
石油精製業に係るもの			5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
窯業原料精製業又は土石製品製造業に係るもの			5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
共同調理場又は飲食店に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下	90 以下	160	90 以下	160	150 以下	200	5	30
と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの			5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	150 以下	200	150 以下	200	5	30
自動式車両洗浄施設を設置するもの			5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
し尿処理施設を設置するもの			5.8 以上 8.6 以下	30 以下	50			70 以下	90	5	30
旅館業又は病院に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下	90 以下	160	90 以下	160	150 以下	200	5	30
その他の業種に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
その他の特定事業場 (1 の(3)の表に規定する特定事業場に限る。)		20 以上	5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30

イ 平成4年4月1日以後に特定施設を設置するもの

特定事業場の区分	特別業種の区分	平均排水量の区分 単位:立方メートル	水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 単位:1リットルにつきミリグラム		化学的酸素要求量 単位:1リットルにつきミリグラム		浮遊物質質量 単位:1リットルにつきミリグラム		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 単位:1リットルにつきミリグラム	
				日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	鉱油類含有量	動植物油類含有量
										最大	最大
鉱業に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下			20 以下	30	100 以下	120	5	30
		20 未満	5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
畜房施設を設置するもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下	90 以下	120	120 以下	160	150 以下	200	5	30
	養豚業 (豚房面積が300平方メートル未満のものを除く。)	20 未満	5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	150 以下	200	150 以下	200	5	30
食料品製造業に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下	100 以下	120	100 以下	120	70 以下	90	5	20
	動物系飼料 又は有機質 肥料製造業	20 未満	5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
	動植物油脂製造業	20 未満	5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
繊維工業に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下	100 以下	120	120 以下	150	80 以下	100	5	30
		20 未満	5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	150 以下	200	150 以下	200	5	30
化学繊維製造業に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下			30 以下	40	40 以下	50	5	30
木材薬品処理業に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下			40 以下	60	50 以下	70	5	30
紙パルプ製造業に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下	100 以下	130	150 以下	200	90 以下	120	5	30
化学工業に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下			30 以下	50	70 以下	90	5	30
	脂肪酸製造業	20 未満	5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
	ピクリン酸製造業	20 未満	5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
石油精製業に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下	80 以下	100	80 以下	100	70 以下	90	3	30
		20 未満	5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30

特定事業場の区分	特別業種の区分	平均排水量の区分 単位:立方メートル	水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 単位:1リットルにつきミリグラム		化学的酸素要求量 単位:1リットルにつきミリグラム		浮遊物質質量 単位:1リットルにつきミリグラム		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 単位:1リットルにつきミリグラム	
				日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	鉱油類含有量	動植物油脂類含有量
										最大	最大
窯業原料精製業又は土石製品製造業に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下			20 以下	30	100 以下	120	5	30
		20 未満	5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
砂利採取業に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下			20 以下	30	130 以下	150	5	30
鉄鋼業に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下			20 以下	30	70 以下	90	5	30
金属製品製造業又は機械工業に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下			30 以下	40	50 以下	60	5	30
ガス供給業又はコークス製造業に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下			35 以下	45	40 以下	60	5	30
共同調理場又は飲食店に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下			40 以下	60	70 以下	90	5	30
弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下			60 以下	80	70 以下	90	5	30
洗濯業に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
写真現像業に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下	100 以下	120	100 以下	120	80 以下	100	5	30
と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下			70 以下	90	70 以下	90	5	30
		20 未満	5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
廃油処理施設を設置するもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下			10 以下	20	40 以下	50	2	30
自動式車両洗浄施設を設置するもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下			40 以下	60	50 以下	70	5	30
		20 未満	5.8 以上 8.6 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
し尿処理施設を設置するもの			5.8 以上 8.6 以下	30 以下	50			70 以下	90	5	20
下水道終末処理施設に係るもの			5.8 以上 8.6 以下	30 以下	50			70 以下	90	5	30
旅館業又は病院に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下			40 以下	60	70 以下	90	5	30
その他の業種に係るもの		20 以上	5.8 以上 8.6 以下			30 以下	50	50 以下	70	5	30

(2) 湖沼法第3条第2項に規定する指定地域以外の地域に係るもの

特定事業場の区分	特別業種の区分	水素イオン濃度 (水素指数)		生物化学的酸素要求量 単位：1リットルにつきミリグラム		化学的酸素要求量 単位：1リットルにつきミリグラム		浮遊物質質量 単位：1リットルにつきミリグラム		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 単位：1リットルにつきミリグラム	
		河川湖沼	海域	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	鉱油類含有量	動植物油脂類含有量
										最大	最大
鉱業に係るもの		5.8 以上 8.6 以下	5.0 以上 9.0 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200		
畜房施設を設置するもの	養豚業 (豚房面積 が300平方メ ートル未満 のものを除 く。)	5.8 以上 8.6 以下	5.0 以上 9.0 以下	120 以下	160	150 以下	200	150 以下	200		
食料品製造業に係るもの	動物系飼料 又は有機質 肥料製造業	5.8 以上 8.6 以下	5.0 以上 9.0 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200		30
	動植物油脂製造業	5.8 以上 8.6 以下	5.0 以上 9.0 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200		30
繊維工業に係るもの		5.8 以上 8.6 以下	5.0 以上 9.0 以下	120 以下	160	150 以下	200	150 以下	200	5	30
化学工業に係るもの	脂肪酸製造業	5.8 以上 8.6 以下	5.0 以上 9.0 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	20	5	30
	ピクリン酸製造業	5.8 以上 8.6 以下	5.0 以上 9.0 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200		
石油精製業に係るもの		5.8 以上 8.6 以下	5.0 以上 9.0 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	30
窯業原料精製業又は土石 製品製造業に係るもの		5.8 以上 8.6 以下	5.0 以上 9.0 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200		
と畜業又は死亡獣畜取扱 業に係るもの		5.8 以上 8.6 以下	5.0 以上 9.0 以下	120 以下	160	150 以下	200	150 以下	200		30
自動式車両洗浄施設を設 置するもの		5.8 以上 8.6 以下	5.0 以上 9.0 以下	120 以下	160	120 以下	160	150 以下	200	5	
し尿処理施設を設置するもの		5.8 以上 8.6 以下	5.0 以上 9.0 以下	30 以下	50			70 以下	90		
注 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、河川等水域に排出される排出水に限り適用する。											

4 指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置する工場又は事業場から排出される排出水の排水基準

(1) 昭和 49 年 10 月 1 日前に指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置しているもの

特定事業場の区分	平均排出水の区分 単位：立方メートル	水素イオン濃度 (水素指数)		生物化学的酸素要求量 単位：1リットルにつきミリグラム	浮遊物質質量 単位：1リットルにつきミリグラム		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 単位：1リットルにつきミリグラム	
		河川湖沼	海域	日間平均	日間平均	最大	鉱油類含有量	動植物油脂類含有量
							最大	最大
指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置するもの	50 以上			90 以下				
	50 未満	5.8 以上 8.6 以下	5.0 以上 9.0 以下	90 以下	150 以下		5	30

(2) 昭和 49 年 10 月 1 日以後に指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置するもの

特定事業場の区分	平均排出水の区分 単位：立方メートル	水素イオン濃度 (水素指数)		生物化学的酸素要求量 単位：1リットルにつきミリグラム	浮遊物質質量 単位：1リットルにつきミリグラム		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 単位：1リットルにつきミリグラム	
		河川湖沼	海域	日間平均	日間平均	最大	鉱油類含有量	動植物油脂類含有量
							最大	最大
指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置するもの	50 以上			60 以下	90 以下	120		20
	50 未満	5.8 以上 8.6 以下	5.0 以上 9.0 以下	60 以下	90 以下	120	5	20

5 湖沼法第3条第2項に規定する指定地域内の工場又は事業場（最大排水量が 50 立方メートル以上のものに限る。）から排出される排出水の排水基準

(1) 昭和 62 年 4 月 1 日前に特定施設を設置しているもの

特定事業場の区分	平均排出水の区分 単位：立方メートル	化学的酸素要求量 単位：1リットルにつきミリグラム		浮遊物質質量 単位：1リットルにつきミリグラム		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 単位：1リットルにつきミリグラム		
		日間平均	最大	日間平均	最大	鉱油類含有量		動植物油脂類含有量
						日間平均	最大	最大
旅館業及び病院に係るもの		40 以下	60	70 以下	90			
その他の業種に係るもの		30 以下	50	50 以下	70			

(2) 昭和 62 年 4 月 1 日以後に特定施設を設置するもの

特定事業場の区分	平均排出水の区分 単位：立方メートル	化学的酸素要求量 単位：1リットルにつきミリグラム		浮遊物質質量 単位：1リットルにつきミリグラム		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 単位：1リットルにつきミリグラム		
		日間平均	最大	日間平均	最大	鉱油類含有量		動植物油脂類含有量
						日間平均	最大	最大
旅館業及び病院に係るもの		20 以下	30	50 以下	70			
その他の業種に係るもの	500 以上	10 以下	15	30 以下	40	1 以下	2	5
	500 未満	20 以下	30	40 以下	50	2 以下	3	5

- 6 湖沼法第3条第2項に規定する指定地域内の工場又は事業場（し尿処理施設又は指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置しない工場又は事業場にあつては、平均排水量が20立方メートル以上又は最大排水量が50立方メートル以上のものに限る。）から排出される排出水の排水基準

(1) 平成5年4月1日前に特定施設を設置しているもの

特定事業場の区分	特別業種の区分	平均排出水の区分 単位：立方メートル		窒素含有量 単位：1リットルにつきミリグラム		りん含有量 単位：1リットルにつきミリグラム	
				日間平均	最大	日間平均	最大
紙パルプ製造業に係るもの	500 未満	500 以上		7.5 以下	15	1.5 以下	3
		最大排水量 50 以上		10 以下	20	2 以下	4
		最大排水量 50 未満		15 以下	30	3 以下	6
金属製品製造業又は機械工業に係るもの	500 未満	500 以上		15 以下	30	1.5 以下	3
		最大排水量 50 以上		20 以下	40	2 以下	4
		最大排水量 50 未満		25 以下	50	3 以下	6
共同調理場又は飲食店に係るもの	共同調理場			15 以下	30	2 以下	4
	飲食店			30 以下	60	3.5 以下	7
自動式車両洗浄施設を設置するもの	500 未満	500 以上		7.5 以下	15	1 以下	2
		最大排水量 50 以上		10 以下	20	1.5 以下	3
		最大排水量 50 未満		15 以下	30	2 以下	4
し尿処理施設を設置するもの	し尿処理場			20 以下	40	2 以下	4
	し尿浄化槽			25 以下	50	3 以下	6
下水道終末処理施設に係るもの				20 以下	40	2 以下	4
旅館業又は病院に係るもの				30 以下	60	3.5 以下	7
指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置するもの	し尿を単独に処理するもの			50 以下	100	5 以下	10
	その他のもの			30 以下	60	3.5 以下	7
その他の業種に係るもの	水道事業又は工業用水道事業			5 以下	10	0.5 以下	1
	自動車特定整備事業	500 以上		7.5 以下	15	1 以下	2
		最大排水量 50 以上		10 以下	20	1.5 以下	3
		最大排水量 50 未満		15 以下	30	2 以下	4
	研究、試験、検査又は専門教育を行う事業			30 以下	60	3.5 以下	7
	その他のもの	500 以上		10 以下	20	1.5 以下	3
		最大排水量 50 以上		15 以下	30	2 以下	4
		最大排水量 50 未満		20 以下	40	3.5 以下	7
その他の特定事業場（1の(3)の表に規定する特定事業場に限る。）	500未満	500 以上		10 以下	20	1.5 以下	3
		最大排水量50以上		15 以下	30	2 以下	4
		最大排水量 50 未満		20 以下	40	3.5 以下	7
注1 し尿処理場とは、し尿処理施設のうち、し尿浄化槽以外のものをいう。							
2 し尿浄化槽とは、建築基準法第 31 条第 2 項に定めるものをいう。							

(2) 平成5年4月1日以後に特定施設を設置するもの

特定事業場の区分	特別業種の区分	平均排出水の区分 単位：立方メートル		窒素含有量		りん含有量	
				単位：1リットルにつきミリグラム		単位：1リットルにつきミリグラム	
				日間平均	最大	日間平均	最大
紙パルプ製造業に係るもの	500 未満	500 以上		5 以下	10	0.5 以下	1
		最大排水量 50 以上		7.5 以下	15	1 以下	2
		最大排水量 50 未満		10 以下	20	2 以下	4
金属製品製造業又は機械工業に係るもの	500 未満	500 以上		5 以下	10	0.5 以下	1
		最大排水量 50 以上		15 以下	30	1 以下	2
		最大排水量 50 未満		20 以下	40	2 以下	4
共同調理場又は飲食店に係るもの	共同調理場			10 以下	20	1 以下	2
	飲食店			15 以下	30	2 以下	4
自動式車両洗浄施設を設置するもの	500 未満	500 以上		5 以下	10	0.5 以下	1
		最大排水量50以上		7.5以下	15	1以下	2
		最大排水量50未満		10以下	20	1.5以下	3
し尿処理施設を設置するもの	し尿処理場			10以下	20	1以下	2
	し尿浄化槽			10以下	20	1.5以下	3
下水道終末処理施設に係るもの				10以下	20	1以下	2
旅館業又は病院に係るもの				15以下	30	2以下	4
指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置するもの				15以下	30	2以下	4
その他の業種に係るもの	水道事業又は工業用水道事業			5以下	10	0.5以下	1
	自動車特定整備事業	500以上		5以下	10	0.5以下	1
		500 未満	最大排水量50以上	7.5以下	15	1以下	2
			最大排水量50未満	10以下	20	1.5以下	3
	研究、試験、検査又は専門教育を行う事業			15以下	30	2以下	4
	その他のもの	500以上		5以下	10	0.5以下	1
		500 未満	最大排水量50以上	10以下	20	1以下	2
			最大排水量50未満	15以下	30	2以下	4
その他の特定事業場（1の(3)の表に規定する特定事業場に限る。）	500 未満	500以上		5以下	10	0.5以下	1
		最大排水量50以上		10以下	20	1以下	2
		最大排水量50未満		15以下	30	2以下	4
注1 し尿処理場とは、し尿処理施設のうち、し尿浄化槽以外のものをいう。							
2 し尿浄化槽とは、建築基準法第31条第2項に定めるものをいう。							

備考

1 この表において次の表の左欄に掲げる特定事業場は、それぞれ当該右欄に掲げる特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

特定事業場の区分	特 定 施 設
鉱業に係るもの	水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「令」という。）別表第 1 第 1 号に掲げる施設
畜房施設を設置するもの	令別表第 1 第 1 号の 2 に掲げる施設
食料品製造業に係るもの	令別表第 1 第 2 号から第 18 号までのいずれかに掲げる施設
繊維工業に係るもの	令別表第 1 第 19 号又は第 20 号に掲げる施設
化学繊維製造業に係るもの	令別表第 1 第 21 号に掲げる施設
木材薬品処理業に係るもの	令別表第 1 第 22 号に掲げる施設
紙パルプ製造業に係るもの	令別表第 1 第 23 号に掲げる施設
化学工業に係るもの	令別表第 1 第 24 号又は第 26 号から第 50 号までのいずれかに掲げる施設
石油精製業に係るもの	令別表第 1 第 51 号に掲げる施設
窯業原料精製業又は土石製品製造業に係るもの	令別表第 1 第 53 号から第 59 号までのいずれかに掲げる施設
砂利採取業に係るもの	令別表第 1 第 60 号に掲げる施設
鉄鋼業に係るもの	令別表第 1 第 61 号に掲げる施設
金属製品製造業又は機械工業に係るもの	令別表第 1 第 62 号、第 63 号、第 65 号又は第 66 号に掲げる施設
ガス供給業又はコークス製造業に係るもの	令別表第 1 第 64 号に掲げる施設
共同調理場又は飲食店に係るもの	令別表第 1 第 66 号の 4 又は第 66 号の 6 から第 66 号の 8 までのいずれかに掲げる施設
弁当仕出屋又は弁当製造業に係るもの	令別表第 1 第 66 号の 5 に掲げる施設
洗濯業に係るもの	令別表第 1 第 67 号に掲げる施設
写真現像業に係るもの	令別表第 1 第 68 号に掲げる施設
と畜業又は死亡獣畜取扱業に係るもの	令別表第 1 第 69 号に掲げる施設
廃油処理施設を設置するもの	令別表第 1 第 70 号に掲げる施設
自動式車両洗浄施設を設置するもの	令別表第 1 第 71 号に掲げる施設
し尿処理施設を設置するもの	令別表第 1 第 72 号に掲げる施設
下水道終末処理施設に係るもの	令別表第 1 第 73 号に掲げる施設
旅館業又は病院に係るもの	令別表第 1 第 66 号の 3 若しくは第 68 号の 2 又は湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和 60 年政令第 37 号）第 5 条第 1 号に掲げる施設
指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置するもの	令第 3 条の 2 又は湖沼水質保全特別措置法施行令第 5 条第 2 号に掲げる施設
その他の業種に係るもの	令別表第 1 第 18 号の 2、第 18 号の 3、第 21 号の 2 から第 21 号の 4 までのいずれか、第 23 号の 2、第 51 号の 2、第 51 号の 3、第 63 号の 2、第 64 号の 2、第 69 号の 2、第 70 号の 2 又は第 71 号の 2 から第 71 号の 4 までのいずれかに掲げる施設

2 この表において「最大排水量」とは、工場又は事業場から排出される排出水の 1 日当たりの最大量をいう。

- 3 この表において「平均排水量」とは、工場又は事業場から通常排出される排出水の1日当たりの量をいう。
- 4 この表において「日間平均」とは、1日の排出水の平均的な汚染状態をいう。
- 5 この表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場の2以上のものに該当する工場又は事業場において、それぞれの特定事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場については、それらの排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。ただし、窒素含有量及びりん含有量に係る排水基準以外の排水基準については、該当する特定事業場のうちし尿処理施設又は指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置するものが含まれており、かつ、当該施設以外の特定施設を設置するものが含まれているときは、し尿処理施設又は指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置するものに係る排水基準以外の排水基準（上乘せ排水基準が定められているものに限る。）を適用し、当該排水基準が2以上ある場合においては、最小の許容限度のものを適用する。
- 6 この表の特別業種の区分欄に掲げる事業でこの表の特定事業場の区分欄に掲げる同一の特定事業場に属するものを2以上行っている工場又は事業場において、それぞれの事業につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場については、最大の許容限度のものを適用する。
- 7 この表の排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場で令別表第1第74号に掲げる施設を設置するもの（以下「処理事業場」という。）が排出する排出水については、処理事業場が当該工場又は事業場の属する特定事業場の区分又は特別業種の区分に該当するものとみなして適用する。この場合において、処理事業場が2以上の特定事業場の区分に該当するときは第5項の規定を、処理事業場が同一の特定事業場の区分に属する特別業種の区分の2以上のものに該当するときは前項の規定を準用する。
- 8 昭和49年7月10日の前日において特定事業場であつた工場又は事業場内に同日以後特定施設が設置された場合において、当該特定施設設置後の最大排水量が50立方メートル以上の工場又は事業場については、1の表の排水基準を適用する。
- 9 昭和49年7月10日の前日において特定事業場であつた工場又は事業場が同日以後県内において移転した場合で、移転後の最大排水量が50立方メートル以上の工場又は事業場については、1の表の排水基準を適用する。

(参考) 上乗せ排水基準の適用例 (特定事業場の区分が2以上に該当し、し尿処理施設等が含まれる場合)

【事例】

＜最大排水量：50 m³/日以上 排水水の排出先：その他海域＞

特定施設の設置状況	
設置年月日	特定施設の種類
S49. 4. 1	20 イ 洗毛業の用に供する洗毛施設
S49. 4. 1	67 洗濯業の用に供する洗浄施設
S50. 4. 1	72 し尿処理施設

【適用される上乗せ排水基準】

水濁法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年岡山県条例第65号）別表（第2条関係）

- 最大排水量が50立方メートル以上の工場又は事業場で昭和49年7月10日前^{※①}（共同調理場、弁当仕出屋若しくは弁当製造業又は飲食店（以下「共同調理場等」という。）に係るものにあつては、昭和63年10月1日前）に特定施設を設置しているもの（設置の工事をしているものを含む。以下同じ。）から排出される排水水の排水基準

(2) その他海域に係るもの

特定事業場の区分	生物化学的酸素要求量		化学的酸素要求量		浮遊物質	
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
繊維工業に係るもの			100 以下	120	80 以下	100
洗濯業に係るもの			120 以下	160	150 以下	200
し尿処理施設を設置するもの	30 以下	50			70 以下	90
適用される上乗せ排水基準^{※②}	30 以下	50	100 以下^{※③}	120^{※③}	80 以下^{※④}	100^{※④}

【解説】

- し尿処理施設は、S49. 7. 10 以後に設置されたものであるが、その他施設が S49. 7. 10 前に設置されているため、別表 1 (2) を適用
⇒ 別表備考 8 を参照
- 別表 1 (2) から設置している特定施設の種類の応じた特定事業場の区分を抽出し、それらにつき定められている上乗せ排水基準を比較（※項目毎に比較し、1つしかない場合は、その上乗せ排水基準を適用）
- 化学的酸素要求量については、排水基準が2以上定められているため、それらのうち最小の許容限度のものを適用
⇒ 別表備考 5 を参照
- 浮遊物質については、排水基準が2以上定められており、それらのうちし尿処理施設に係るものが最小の許容限度であるが、し尿処理施設に係るものの以外の排水基準のうち最小の許容限度のものを適用
⇒ 別表備考 5 の「ただし、・・・」以降を参照

(参考)

- 窒素含有量及びりん含有量については、排水基準が2以上定められている場合は、し尿処理施設に係る排水基準の有無にかかわらず、最小の許容限度のものを適用（別表備考 5）
- 一つの特定事業場の区分において、2以上の特別業種の区分に該当するときは、それらのうち最大の許容限度のものを適用（別表備考 6）